

(第3回・最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年5月29日
契約業者名	株式会社丸電
契約業者の住所	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1834番地1
工事の名称	R6国道4号東埼玉道路CCTV設備他設置工事(第3回変更)
工事場所	自)埼玉県草加市青柳4丁目 至)埼玉県北葛飾郡松伏町田島
工事種別	通信設備工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	CCTV設備 数量追加 CCTV設備工 増工 テレメータ設備工 増工 有線通信設備工 増工 仮設工 数量精査(増) システム・インテグレーション 数量精査(増) 設置箇所変更 工期は第2回変更のとおりとする。
工期(自)	令和6年7月19日
工期(至)	令和7年5月30日
変更前の契約金額	¥182,820,000
変更金額	増 ¥40,260,000
変更後の契約金額	¥223,080,000
変更理由	<p>現地調査の結果、ネットワーク構成の条件に変更が生じたことから、機器を追加する必要が発生したため、CCTV設備を増工する。</p> <p>現地調査の結果、追加機器の設置作業が生じたため、CCTV装置設置工を増工する。</p> <p>また、現地調査の結果、設計内容から施工を変更する必要が発生したため、CCTVを設置するにあたって必要となる分電盤設置工、引込柱設置工、支柱基礎工、配管・配線工について追加する。</p> <p>現地調査の結果、現地条件が変わっており、新たに配管・配線敷設を行う必要が生じたため配管・配線工及び気象観測装置改造を追加する。</p> <p>関係機関との協議の結果、地中配線では他工事に支障をきたすことが判明し、架空迂回を行う必要が生じたため、光ケーブル工を増工及び配管・配線工、通信線柱設置工を追加する。</p> <p>関係機関との協議の結果、交通規制が必要となったため、交通管理工を数量精査(増)する。</p> <p>現地精査の結果、設定作業の追加が生じたため、システム・インテグレーションを数量精査(増)する。</p>